

指定障害福祉サービス事業者等の 申請・届出等の手引き

熊本県 健康福祉部 子ども・障がい福祉局 障がい者支援課

【令和7年10月】

Ver.1

目 次

I	サービスの種類及び概要	．．．．．	P. 1
II	事業所指定及び指定後の手続き等の概要	．．．．．	P. 4
	1 事業所等の指定		
	2 指定事項等の変更等		
	3 指定の更新		
	4 事業者の責務		
	5 運営指導・集団指導		
	6 勧告・命令・取消し		
	7 公示		
III	新規指定申請・届出のスケジュール	．．．．．	P. 7
	1 新規指定申請		
	2 新規指定以外の申請・届出		
IV	申請書類	．．．．．	P. 8
V	基準等	．．．．．	P. 9
	1 申請者の要件		
	2 指定基準等		
VI	申請にあたっての留意事項等	．．．．．	P. 12
	1 用語の定義		
	2 主たる対象者		
	3 利用定員		
	4 利用者数の算定		
	5 事業者指定の単位等		
VII	業務管理体制整備の届出について	．．．．．	P. 17
VIII	暴力団排除条例に係る確認等について	．．．．．	P. 17
IX	お問い合わせ先	．．．．．	P. 17
	(参考資料) 障害福祉サービス事業別指定基準の概要	．．．．	P. 18
	(参考資料) 事業実施計画書(様式例)	．．．．	P. 40

I サービスの種類及び概要

指定の必要なサービス事業は以下のとおりです。

障害福祉サービス事業等	【介護給付】 障害者総合支援法第 28 条第 1 項 ①居宅介護 ②重度訪問介護 ③同行援護 ④行動援護 ⑤療養介護 ⑥生活介護 ⑦短期入所 ⑧重度障害者包括支援 ⑨施設入所支援 【訓練等給付】 障害者総合支援法第 28 条第 2 項 ①自立訓練(機能訓練) ②自立訓練(生活訓練) ③就労選択支援 ④就労移行支援 ⑤就労継続支援(A型) ⑥就労継続支援(B型) ⑦就労定着支援 ⑧自立生活援助 ⑨共同生活援助
一般相談支援事業	【地域相談支援給付】 障害者総合支援法第 51 条の 14 第 1 項 ①地域移行支援 ②地域定着支援

サービス事業の概要は以下のとおりです。

		種 類	概 要
障害福祉サービス事業	介護給付	居宅介護	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談への対応及び助言その他の生活全般の援助を行う。
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者・知的障がい・精神障がいであり常時介護を要する人に、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談への対応及び助言その他の生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護等を総合的に行う。
		同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出時において同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護その他便宜の供与を行う。
		行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し常時介護を要する人が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援助、外出時の介護、排せつ及び食事等の介護その他の必要な援助を行う。
		療養介護	病院などへの長期入院による医療的ケアを必要とし、かつ、常時介護を必要とする人に、主に昼間に病院や施設での機能訓練、療養上の管理、看護、医療的管理のもとでの介護及び日常生活の世話を行う。
		生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間に障害者支援施設などにおいて、入浴、排せつ、食事の介護など創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
		短期入所 (ショートステイ)	居宅において障がい者の介護を行う人が病気の場合等に、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期入所させて、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な支援を行う。
		重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とし、意思疎通を図ることに著しい支障があり四肢麻痺及び寝たきりの状態にある人並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に、複数のサービスを包括的に提供する。
		施設入所支援	主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談への対応及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。

		種 類	概 要
障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業	訓 練 等 給 付	自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため一定の支援が必要な人に、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設又は居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活などに関する相談への対応及び助言その他の必要な支援を行う。
		自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で、生活機能の維持・向上のため一定の支援が必要な人に、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設又は居宅を訪問することによって入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談への対応及び助言その他の必要な支援を行う。
		就労選択支援	就労を希望する人や就労の継続を希望する人に、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向、必要な配慮その他の整理を行い、本人が就労先・働き方についてよりよい選択ができるよう支援を行う。
		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場定着等の支援その他の必要な支援を行う。
		就労継続支援A型	一般企業等で就労が困難でかつ雇用契約に基づく就労が可能な人に、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。
		就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難でかつ雇用契約に基づく就労が困難な人に、生産活動その他の活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。
		就労定着支援	就労に向けた支援を受けて、通常の事業所に新たに雇用された人に、就労の継続を図るために当該事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整等を行う。
		自立生活援助	居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題について、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、必要な情報の提供及び助言等の援助を行う。
		共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営むのに支障のない人に、主として夜間に共同生活を営むべき住居で、相談への対応、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談対応等を行う。
		障害者支援施設	施設入所支援と併せて生活介護等の昼間実施サービスを行う施設。

		種 類	概 要
相 談 支 援	特定相談支援	計画相談支援 ※市町村指定	障害福祉サービスの申請等に係る支給決定の前にサービス等利用計画案を作成、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画を作成する。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）、サービス事業者等との連絡調整等を行う。
	一般相談支援	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に長期入院している精神障がい者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者に、住居の確保等の地域における生活に移行するための活動に関する相談対応その他の必要な支援を行う。
		地域定着支援	居宅において単身等で生活する人に、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談対応等の必要な支援を行う。

II 事業所指定及び指定後の手続き等の概要

申請・届出	申請・届出の内容	提出時期（期限）・提出物
新規指定申請	○障害福祉サービス事業等を新規で行うとき ○障害福祉サービス事業等の申請者（法人）を変更するとき	事業開始予定の2か月半前まで →事業実施計画書他必要書類 事業開始予定の1か月半前まで →新規申請書他必要書類
変更申請	○生活介護事業又は就労継続支援A型、B型事業の定員を増員するとき ○障害者支援施設において、サービスの種類を変更若しくは入所定員を増員するとき	変更予定の1か月半前まで →変更申請書他必要書類
変更届出	○以下の事項等を変更するとき ・障害福祉サービス事業所等の名称・所在地 ・申請者・施設設置者の名称 ・主たる事務所の所在地 ・代表者の氏名、住所、職名 ・役員の氏名、住所 ・事業所の平面図及び設備の概要等 ・管理者・サービス管理（提供）責任者 ・利用定員（変更申請の対象となるもの以外） ・運営規程 等	変更した日から10日以内 →変更届出書他必要書類 ※届出が必要な事項はサービスにより異なりますので、詳細は熊本県ホームページにより確認してください。
介護給付費等算定に関する届出	○加算に変更があったとき ○県が提出を求めたとき	算定される単位数を上げる場合： 変更する前月の15日まで 算定される単位数を下げる場合： 変更後10日以内 →介護給付費等算定に関する届出書他必要書類 ※福祉・介護職員処遇改善加算等、別途通知等で定めてあるものを除く。
更新申請	○指定の更新をするとき	更新予定日の1か月半前まで →指定申請書他必要書類
休止・廃止届出	○障害福祉サービス事業所等を休止・廃止するとき	休止・廃止予定日の1か月前まで →休止・廃止・再開届出書他必要書類
再開届出	○休止していた事業を再開するとき	再開した日～再開してから10日以内 →休止・廃止・再開届出書必要書類

1 事業者等の指定

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）

第36条、第38条、第51条の19）

障害福祉サービス事業等を新たに行うには、熊本県条例等で定める一定の要件を満たした上で、障害福祉サービス事業等の指定を県知事から受ける必要があります。

県知事の指定を受けるには、障害福祉サービス事業等の種類ごとに指定申請を行います。既に指定を受けている事業者であっても、新たに他の障害福祉サービス事業等を行う場合や、新たに事業所・施設を開設する場合には、改めて指定申請を行う必要があります。

○熊本市内で事業を行う場合にあっては、熊本市が指定を行います。

○計画相談支援事業を行う場合は、所在地の市町村が指定を行います。

○特定障害福祉サービス（生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型）については、各市町村障がい福祉計画の必要な量の見込を超えない範囲で指定を行うこととしています。新たに事業を行う場合は、市町村に対して事前協議が必要です。

2 指定事項等の変更等

（1）変更の届出（障害者総合支援法第46条、第51条の25）

指定後、指定障害福祉サービス事業者等の事業所名称、管理者、サービス管理（提供）責任者、運営規程、請求に関する事項等の指定事項に変更があった場合には、変更届を提出する必要があります。

（2）変更申請が必要な場合について（障害者総合支援法第37条、第39条）

生活介護事業又は就労継続支援A型、B型事業の定員を増員する場合や、障害者支援施設においてサービスの種類を変更若しくは入所定員を増員する場合は、市町村・障がい者支援課へ事前協議のうえ、指定の変更に係る申請をする必要があります。

（3）廃止・休止・再開の届出（障害者総合支援法第46条、第51条の25）

指定障害福祉サービス事業者が事業を廃止又は休止する場合は、廃止又は休止する日の1月前までに届出を提出する必要があります。

※利用者がいる場合は、届出様式内の「現に指定障害福祉サービスを受けていた者に対する措置」を必ず具体的に記載ください。

（4）指定辞退の届出（障害者総合支援法第47条）

指定障害者支援施設が指定を辞退する場合は、指定を辞退する日の3月前までに届出を提出する必要があります。

3 指定の更新

(障害者総合支援法第41条、第51条の21)

指定障害福祉サービス事業者等の指定は、6年ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の経過によって、それらの効力を失うこととなります。

4 事業者の責務

(障害者総合支援法第42条、第51条の22)

指定を受けた指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者及び指定一般相談支援事業者は、以下の責務を有することとなります。

- ① 障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービス又は相談支援を当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、効果的に行うように努めること。
- ② その提供する障害福祉サービス又は相談支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害福祉サービス又は相談支援の質の向上に努めること。
- ③ 障害者等の人格を尊重するとともに、障害者総合支援法又は同法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行すること。

5 運営指導・集団指導

(障害者総合支援法第11条、第48条、第51条の27)

県は、指定後定期的に事業所・施設の運営指導及び集団指導を行います。また、必要に応じて監査を行います。

6 勧告・命令・取消し

(障害者総合支援法第49条、第50条、第51条の28、第51条の29)

事業の基準を満たさない場合には、①勧告を行い、勧告に従わなかったときは②命令を行い、命令に従わない場合には、③事業の取消し若しくは指定等の効力の停止を行うことがあります。また、不正請求等の場合には、直ちに指定を取り消すことがあります。

7 公示

(障害者総合支援法第51条、第51条の30)

県は、次に掲げる場合、その旨を公示（県公報に登載）することとなります。

- ①指定障害福祉サービス事業者等の指定を行った時
- ②指定障害福祉サービス事業等の廃止又は辞退の届出があった時
- ③指定障害福祉サービス事業等に対し勧告に従うよう命令を行った時
- ④指定障害福祉サービス事業者等の指定を取り消した時

Ⅲ 新規指定申請・届出のスケジュール

1 新規指定申請

- 指定基準等を参考に、事業の運営等について把握してください。
- 法人格及び法人定款等の内容が指定基準等を満たすか、確認してください。
※法人定款等に、指定障害福祉サービス事業を行う旨の記載をしてください。
- 開設予定市町村を決め、市町村に事業開始の相談をしてください。
- 事業実施計画書提出前に、県障がい者支援課の担当者に電話連絡を行ってください。
※熊本市に開設予定の場合は、熊本市にお問い合わせください。

① 計画提出



- 事業開始予定の2か月半以上前までに、事業実施計画書等を障がい者支援課サービス向上班にメールまたは郵送で提出してください。
- 原則として、毎月1日付けで指定を行いますので、それを前提に計画を行ってください。

② 指定申請



③ 審査



④ 指定通知

- 事業所の賃貸借契約等を行ってください。
- 建築物関係法令等の届出書の提出が必要なサービスは、必要な行政機関（市町村・消防等）との相談を行ってください。
- 指定申請書等の必要書類を作成してください。

- 事業開始予定の1か月半以上前までに、指定申請書等を障がい者支援課サービス向上班に郵送または持ち込みしてください。

- 県から書類の修正依頼があった場合は修正を行ってください。
※不備があった場合は、審査に時間を要し、開所予定日までに審査が終了できない場合もあるのでご注意ください。

- 審査の結果、基準を満たしていることが確認できた事業者には県から指定通知を送付します。
※原則として、指定通知書の再発行は行いません。

【指定後】

- 県に業務管理体制の届出が必要な法人は、届出を行ってください。
- 市町村・相談支援事業所への連絡／支給決定者との契約 など

2 新規指定以外の申請・届出

申請・届出	提出時期
変更申請	○申請書提出前に市町村に定員増が可能か確認。 ○ 変更予定の1か月半前 までに、変更申請書等を障がい者支援課サービス向上班に郵送してください。
変更届出	○ 変更した日から10日以内 に、変更届出書等を障がい者支援課へ郵送してください。
介護給付費等算定に関する届出	○ 算定される単位数を上げる場合：変更する前月の15日まで 算定される単位数を下げる場合：変更後10日以内 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書等を障がい者支援課へ郵送してください。 ※福祉・介護職員処遇改善加算等、別途通知等で定めのあるものを除く。
更新申請	○ 更新予定日の1か月半前 までに、指定申請書他必要書類を障がい者支援課へ郵送してください。
休止・廃止届出	○ 休止・廃止予定日の1か月前 までに、休止・廃止・再開届出書等を障がい者支援課へ郵送してください。
指定辞退届出	○ 指定辞退予定日の3か月前 までに、指定辞退届出書等を障がい者支援課へ郵送してください。
再開届出	○ 再開後10日以内 に、休止・廃止・再開届出書等を障がい者支援課へ郵送してください。

IV 申請書類

熊本県ホームページに掲載しています。

熊本県ホームページ → 健康・福祉・子育て → 高齢者・障がい者・介護 → 障がい者支援課 → 障がい福祉サービス事業者

なお、指定障害児通所支援事業との多機能型事業所で新規指定を申請する場合は、指定障害児通所支援事業について、別途申請する必要があります。

○熊本県ホームページ

タイトル： 障害福祉サービス事業者に係る新規申請・更新申請・各種届出について

U R L： <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/39/50672.html>

※熊本県ホームページのトップページで「ページ番号でさがす」に「50672」を入力すると表示されます。

V 基準等

1 申請者の要件

(1) 指定障害福祉サービス事業（障害者総合支援法第36条）

① 法人格を有すること

※就労継続支援A型事業については、専ら社会福祉事業を行う者であること。

② 事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が指定基準を満たしていること。

③ 適正な運営が見込めること

※就労継続支援A型事業については、生産活動の収益で利用者の賃金を充足できること。

④ 申請者（管理者及び法人役員等を含む）が、障害者総合支援法による指定を取り消され、その取消の日から起算して5年以内の者でないこと。

⑤ 申請者又はその法人の役員等が、指定の申請前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者でないこと等、障害者総合支援法第36条第3項の欠格事由に該当しないこと。

(2) 指定障害者支援施設（障害者総合支援法第38条）

⑥ 上記①～⑤を満たすこと。

⑦ 社会福祉法人であること。

(3) 指定一般相談支援事業（障害者総合支援法第51条の19）

⑧ 上記①～⑤を満たすこと。

2 指定基準等

指定を受けるには、県の条例や国が定める指定基準等を満たすことが必要です。その他、省令より委任された告示等についても、必要に応じて官報等によりご確認ください。

(1) 省令・告示・県条例

基準	省令・告示・県条例
指定基準	【障害福祉サービス事業】 ○熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年熊本県条例第 76 号）
	【障害者支援施設】 ○熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年熊本県条例第 77 号）
	【一般相談支援事業】 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 27 号）
	【特定相談支援事業】 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）

基準	省令・告示・県条例
最低基準	【障害福祉サービス事業のうち療養介護、生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援(A型)(B型)】 ○熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年熊本県条例第 78 号）
	【障害者支援施設】 ○熊本県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年熊本県条例第 79 号）
サービス管理責任者	○指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年厚生労働省告示第 544 号） ※指定居宅介護等のサービス提供者、指定重度障害者等包括支援のサービス管理責任者、指定地域相談支援のサービス提供者については、別途告示による規定あり
報酬算定基準	【障害福祉サービス事業、障害者支援施設】 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）
	【一般相談支援事業】 ○障害者障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 124 号）

(2) 留意事項通知等

留意事項通知等	
指定基準 省令解釈 通知	【障害福祉サービス事業】 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する基準について（平成 18 年厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
	【障害者支援施設】 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する基準について（平成 19 年厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
	【一般相談支援事業】 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員、設備及び運営の基準に関する基準について（平成 24 年厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
報酬算定	○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
就労系 サービス	○就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）
	○就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）における留意事項について（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）
	○厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
	○就労定着支援の実施について（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）
	○「就労支援事業会計の運用ガイドライン」について（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）
	○就労選択支援の実施について（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）

VI 申請にあたっての留意事項等

1 用語の定義

「常勤換算方法」

指定障害福祉サービス事業所等の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該指定障害福祉サービス事業所等の従業員の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。この場合の勤務延べ時間数は、当該障害福祉サービス事業所等の指定等に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であること。

※母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、特例あり。

「勤務延べ時間数」

勤務表上、指定障害福祉サービス等の提供に従事する時間として明確に位置付けられている時間又は当該指定障害福祉サービス等の提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数。

なお、従業者1人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

「常勤」

指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする）に達していること。

当該指定障害福祉サービス事業所等に併設される事業所の職務であって、当該障害福祉サービス事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものとする。

※母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、特例あり。

「専ら従事する」「専ら提供に当たる」「専従」

原則として、サービス提供時間帯を通じて指定障害福祉サービス等以外の職務に従事しないことをいう。この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間（療養介護及び生活介護については、サービス単位ごとの提供時間）をいい、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

2 主たる対象者

指定を受けた事業者は、障害種別にかかわらず、利用者を受け入れることが基本となります。ただし、障害特性に応じたサービスの専門性の確保にも十分な配慮が必要であることから、サービスの専門性を確保するため特に必要がある場合においては、障害種別（主たる対象者）を特定して事業を実施することも可能です。

3 利用定員

利用定員とは、基本的に同時にサービスの提供を受けることができる利用者数の上限です。サービスの利用定員は以下の最低基準を上回るように設定してください。

また、指定障害福祉サービス事業者等は利用定員を遵守した受入を行っていただきますようお願いいたします。(ただし、災害等の場合については定員を超えた受入可能)

なお、利用定員を著しく超過する受入を行った場合は、報酬が減額となることがありますのでご注意ください。

サービス種別	最低定員
療養介護	20人以上
生活介護	20人以上 ※ただし、多機能型事業所の場合6人以上 ※ただし、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者又は重症心身障害児を通わせる生活介護事業所が、児童発達支援事業等を一体的に行う場合は5人以上
自立訓練	20人以上 ※自立訓練（生活訓練）で宿泊型自立訓練を併せて実施する場合は、別途10人以上 ※ただし、多機能型事業所の場合6人以上 （宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を行う多機能型事業所にあつては、宿泊型自立訓練が10人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）が6人以上）
就労選択支援	10人以上
就労移行支援	10人以上 ※ただし、多機能型事業所の場合6人以上
就労継続支援A型	10人以上
就労継続支援B型	20人以上 ※ただし、多機能型事業所の場合10人以上
共同生活援助	4人以上 ※一の住居の入居定員2人以上10人以下 既存の建物を活用する場合、2人以上20人以下

4 利用者数の算定

報酬算定上又は加算・減算等の要件を算定する際の利用者数は、原則、以下のとおりです。

(1) 通常の場合 当該年度の前年度の平均値を用いる。 ※平均利用者数＝前年度の全利用者の延利用日数÷前年度の開所日数 (計算にあたっては少数点第2位以下を切り上げ)
(2) 新設、増改築等の場合(前年度に1年未満の実績しかない場合を含む) ① 新設、増改築等から6月未満の間…定員の90%を利用者とする。 ② 新設、増改築等から6月以上1年未満の間…直近の6月における平均利用者数 ③ 新設、増設時から1年経過後から年度末までの間…直近の12月における平均利用者数
(3) 定員減少の場合 減少後の実績が3月以上ある場合に、当該3月における平均利用者数

○利用者数の算定(推定)

前年度の平均利用者数は、原則として前年度(毎年4月1日から翌年3月31日まで)の利用者延べ数を開所日数で除して得た数です。

ただし、新規指定申請時等は、便宜上、利用定員の90%を利用者数として推定します。

※就労定着支援、自立生活援助等は算定(推定)方法が異なります。

5 事業者指定の単位等

指定障害福祉サービス事業所等の指定は、原則各種サービスごとに行いますが、以下の場合には一括申請が可能です。

(1) 多機能型事業所

○生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の事業のうち2つ以上の事業を一体的に行う（2つの事業所で行う）ことをいいます。

※児童福祉法に基づく「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」を含めて事業を一体的に行う多機能型事業所の場合は、当該児童福祉法に基づく障害児通所支援事業に係る指定申請を別途行う必要があります。

※多機能型であっても、事業者の指定は事業の種類ごとに行うこととなるため、事業の追加については、事業の変更ではなく、当該事業の追加指定となります。

【多機能型事業所の要件】

①利用定員（規模）：

（ア）多機能型の事業所全体の合計で、20人以上であること

（イ）多機能型事業所におけるそれぞれの事業について、事業ごとに定める最低利用定員以上であること

○生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援・・・6人以上

○就労継続支援A型、就労継続支援B型・・・10人以上

②サービス管理責任者の配置：

障害福祉サービス事業所ごとに置くべき員数にかかわらず

（ア）当該多機能型事業所の利用者の数が60人以下の場合は1人以上

（イ）当該多機能型事業所の利用者の数が61人以上の場合は1人に60人を超えて40人を増す毎に1人を加えた数以上とする

③設備：相談室、洗面所、便所及び多目的室等は、サービス提供に支障のない範囲内において兼用することが可能。

(2) 従たる事業所

○生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型（以下「日中活動サービス」という。）については、次の①及び②の要件を満たす場合については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として指定を受けることができます。

①人員及び設備に関する要件	(ア) 「主たる事業所」及び「従たる事業所」の利用者の合計数に応じた従業者が確保されているとともに、「従たる事業所」において常勤かつ専従の従業者が1人以上確保されていること (イ) 「従たる事業所」の利用定員が障害福祉サービスの種類に応じて次のとおりであること。 ○生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援：6人以上 ○就労継続支援A型又は就労継続支援B型：10人以上 (ウ) 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、サービス管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。 (エ) 利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部又は一部を設けないこととしても差し支えないこと。
②運営に関する要件	(ア) 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。 (イ) 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。 (ウ) 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。 (エ) 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。 (オ) 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。

(3) 出張所等

○指定障害福祉サービス事業者等の指定等は、原則として障害福祉サービスの提供を行う事業所ごとに行いますが、例外的に、生産活動等による製品の販売、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所であって、(2)の②に要件を満たすものについては、「事業所」に含めて指定を受けることができます。

○(2)の①のエは出張所についても同様です。

VII 業務管理体制整備の届出について

法令遵守等の業務管理体制の整備とその届出を行うことが義務づけられています。

業務管理体制とは、不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正化を図るための体制のことを指します。

具体的には、法人の規模等により職員の法令遵守を確保するための責任者の配置、事業所等の数に応じて法令遵守規程の整備・業務執行状況の監査の実施が必要です。

VIII 暴力団排除条例に係る確認等について

本県では平成27年6月1日付けで「社会福祉施設等の運営等から暴力団員等の排除を図るための関係条例の整備に関する条例」（平成27年熊本県条例第11号）が施行されたことに伴い、事業者の役員（代表者含む）及び管理者については警察本部に照会し確認をしています。

申請に必要な書類に加え、「役員等名簿兼誓約書」を提出してください。

※「役員等名簿兼誓約書」の提出は、①新規指定時、②変更届（代表者、役員、管理者及び施設長等の変更の場合）提出時、③指定更新時（更新時期：指定後6年ごと）、④その他所属長が必要と判断した場合に必要です。

IX お問い合わせ先

申請・届出・運営等でご不明な点がございましたら、熊本県ホームページ内に掲載しております質問受付ロゴフォームをご活用ください。

なお、新規指定、定員増、事業所の移転等については、事前に熊本県障がい者支援課サービス向上班への相談が必要です。

○障害福祉サービス事業所等関係質問受付フォーム

URL：<https://logoform.jp/form/x4b6/514661>

○熊本県障がい者支援課サービス向上班

TEL：096-333-2233

E-mail：syogaifukushiservice@pref.kumamoto.lg.jp

(参考資料) 障害福祉サービス事業別 指定基準の概要

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

※下記の指定基準はあくまで概要です。掲載していない基準、特例的な取扱いが可能な場合等もありますので、詳細は、関係法令等によりご確認ください。

【人員基準】

職種名	必要員数	配置要件
管理者	1人	常勤でかつ、原則として管理業務に従事するもの (管理業務に支障がない他の職務の兼務可)
サービス 提供責任者	1人以上 (常勤・専従)	次の①②③④により算定された数のいずれか低い方の基準以上 ① 当該事業所の月間のサービス提供時間が概ね 450 時間またはその端数を増す毎に 1 人以上 ② 当該事業所の従業者の数が 10 人又はその端数を増す毎に 1 人以上 (例：従業者が 11 人の場合、サービス提供責任者は 2 人必要。 21 人の場合、サービス提供責任者は 3 人必要となる。) ③ 当該事業所の利用者の数が 40 人又はその端数を増す毎に 1 人以上 ※利用者数は延べ人数ではなく、実数計算とする ※サービス提供時間、従業員数、利用者数の規模は前 3 か月の平均値を使用するが、新規に指定を受ける場合は推定数とする ④ ③の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を 3 人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を 1 人以上配置している事業所においてサービス提供責任者が行う業務が効率的に行われる場合にあつては、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が 50 人又はその端数を増すごとに 1 人以上とすることができる
配置総数		常勤換算で 2.5 人以上 (介護福祉士、居宅介護従事者養成研修課程等の修了者など)

※重度訪問介護、同行援護及び行動援護も共通の基準だが、例えば 1 事業所で居宅介護と同行援護の両方の指定を受けようとする場合は、従業員の兼務が可能であるため、別々に人員を配置する必要はない。介護保険の訪問介護事業及び介護予防訪問介護事業を併せて行う場合も、従業員の兼務が可能であり、別々に人員を配置する必要はない。

共生型居宅介護・共生型重度訪問介護

※下記の指定基準はあくまで概要です。掲載していない基準、特例的な取扱いが可能な場合等もありますので、詳細は、関係法令等によりご確認ください。

【人員基準】

職種名	必要員数
従業者	指定訪問介護の利用者数及び共生型居宅介護の利用者数の合計数を利用者数とした場合に、指定訪問介護事業所として必要な数以上

※指定居宅介護事業所又は指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

療養介護

※下記の指定基準はあくまで概要です。掲載していない基準、特例的な取扱いが可能な場合等もありますので、詳細は、関係法令等によりご確認ください。

【人員基準】

職種名	必要員数	配 置 要 件
管理者	医師 1 人	原則として、管理業務に従事するもの (管理業務に支障がない場合は他の職務を兼務することも可能)
サービス 管理責任者	1 人以上 は常勤	①利用者数が 60 人以下：1 人以上 ②利用者数が 61 人以上：1 人に利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増やすごとに 1 人を加えて得た数以上
医師	健康保険法第 65 条第 4 項第 1 号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上	
看護職員	看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者）： (1)常勤換算で利用者の数を 2 で除した数以上（指定療養介護の単位ごと）	
生活支援員	常勤換算で利用者数の数を 4 で除した数以上（指定療養介護ごと）（1 人以上は常勤） ※生活支援員は専ら当該事業所の職務に従事するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。 ※看護職員が(1)で算定した数以上配置されている場合は、看護職員の数から(1)を控除した数の看護職員を生活支援員に含めることができる。	

※利用者数について、新規に指定を受ける場合は推定数とする。

【設備基準・最低定員】

基 準	詳 細
設備基準	医療法に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備
最低定員	20 人

生活介護

※下記の指定基準はあくまで概要です。掲載していない基準、特例的な取扱いが可能な場合等もありますので、詳細は、関係法令等によりご確認ください。

【人員基準】

職種名	必要員数	配置要件
管理者	1人	原則として管理業務に従事するもの (管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)
サービス 管理責任者	1人以上 は常勤	①利用者数が60人以下：1人以上 ②利用者数が61人以上：1人に利用者数が60人を超えて40又はその端数を増やすごとに1人を加えて得た数以上
医師	利用者の日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数（嘱託医でも可能）	
看護職員	看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者）：生活介護の単位ごとに、1人以上	
理学療法士 作業療法士 又は 言語聴覚士	利用者に対して日常生活を営むのみ必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数 ※理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の確保が困難な場合について、機能訓練指導員としてリハビリテーションに従事した経験を有する看護師等を充てることが可能 ※専ら知的障がい又は精神障がいを有する者を対象とする場合には、生活支援員又は精神保健福祉士をもって代替することが可能	
生活支援員	生活介護の単位ごとに1人以上（看護職員及び生活支援員のうち1人以上は常勤）	
配置総数	看護職員、理学療法士又は作業療法士若しくは機能訓練指導員及び生活支援員の生活介護の単位ごとの配置総数（(a)から(c)までにより算定した数） (a)平均障害支援区分が4未満：常勤換算方法により、利用者の数を6で除した数以上 (b)平均障害支援区分が4以上5未満：常勤換算方法により、利用者の数を5で除した数以上 (c)平均障害支援区分が5以上：常勤換算方法により、利用者の数を3で除した数以上	

※利用者数について、新規に指定を受ける場合は推定数とする。

【設備基準・定員基準】

基準	詳細
訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること
相談室	室内における談話の漏えいを防ぐための措置（間仕切り等）を講じること
洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること
多目的室その他 運営に必要な設備	サービス提供の場、利用者の食事や談話の場等 ※相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合、兼用することも可能
最低定員	20人（多機能型の場合は6人）

共生型生活介護

※下記の指定基準はあくまで概要です。掲載していない基準、特例的な取扱いが可能な場合等もありますので、詳細は、関係法令等によりご確認ください。

児童発達支援等 との共生型 【児童福祉法】	<人員基準> 指定児童発達支援事業所等の障がい児数と共生型生活介護の利用者数の合計数を利用者数とした場合に、指定児童発達支援事業所等として必要な数以上							
通所介護等 との共生型 【介護保険法】	<人員基準> 指定通所介護事業所等の利用者数と共生型生活介護の利用者数の合計数を利用者数とした場合に、指定通所介護事業所等として必要な数以上							
	<設備基準> 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護事業所等の利用者数と共生型生活介護の利用者数との合計数で除して3㎡以上							
小規模多機能型 居宅介護等 との共生型 【介護保険法】	<人員基準> 指定小規模多機能型居宅介護等の通いサービス利用者数と「共生型通いサービス」の利用者（障がい児又は障がい者）の合計数で人員基準を満たしていること							
	<設備基準> 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂が、機能を十分発揮しうる適当な広さを有すること							
	<登録定員> 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員数と「共生型通いサービス」の登録定員数（障がい児・障がい者）の合計数が29人以下であること（サテライト型の場合は18人以下）							
	<利用定員> 指定小規模多機能型居宅介護等の通いサービスの利用定員が、登録定員の1/2から15人までの範囲内であること（サテライト型の場合は12人まで） <登録定員が25人を超える場合の利用定員の限度数> <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録定員</th><th>利用定員</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td><td>16人</td></tr> <tr> <td>28人</td><td>17人</td></tr> <tr> <td>29人</td><td>18人</td></tr> </tbody> </table>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人
登録定員	利用定員							
26人又は27人	16人							
28人	17人							
29人	18人							

※いずれの場合も指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

「指定児童発達支援事業所等」・・・指定児童発達支援事業所、指定放課後等デイサービス事業所をいう。

「指定通所介護事業所等」・・・指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所をいう。

「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」

・・・指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。

「共生型通いサービス」・・・共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練・生活訓練）、共生型児童発達支援、共生型放課後等デイサービスをいう。

短期入所

※下記の指定基準はあくまで概要です。掲載していない基準、特例的な取扱いが可能な場合等もありますので、詳細は、関係法令等によりご確認ください。

【事業所の形態】短期入所の事業所は以下の形態が存在しています。

形 態	概 要
併設事業所	障害者支援施設等（指定宿泊型自立訓練事業所等を含む）に併設され、短期入所の事業を行う事業所として当該障害者支援施設等と一体的に運営を行う事業所
空床利用型事業所	利用者に利用されていない障害者支援施設等（指定宿泊型自立訓練事業所等を含む）の全部又は一部の居室において、指定短期入所の事業を行う事業所
単独型事業所	障害者支援施設等以外の施設（指定宿泊型自立訓練事業所等を含む）であって、利用者に利用されていない入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる施設の居室において、短期入所の事業を行う事業所

【人員基準】それぞれの事業所形態に応じて、人員・設備基準が定められています。

		併設型	空床型	単独型
人員基準	従業者	当該施設の利用者数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上（当該指定障害者支援施設等の指定基準又は最低基準において必要とされる人数） ※当該施設が共同生活援助事業所、宿泊型自立訓練事業所の場合は別途基準あり。	当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上 ※当該施設が共同生活援助事業所、宿泊型自立訓練事業所の場合は別途基準あり。	【指定生活介護事業所等の場合】 ①指定生活介護等のサービス提供時間 当該生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上 ②それ以外の時間帯 当該日の利用者の数が6名以下の場合においては1名以上の生活介護支援員又はこれに準ずる従業者、7名以上の場合においては1に該当日の利用者の数が6を超えて6又はその端数をますごとに1を加えて得た数以上 【指定生活介護事業所等以外】 上記②と同様
	管理者	1人 常勤でかつ、原則として管理業務に従事するもの （管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）		

「障害者支援施設等」・・・指定障害者支援施設、児童福祉施設その他の入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる入所施設をいう。

「指定宿泊型自立訓練事業所等」・・・指定宿泊型自立訓練事業所、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。

「指定生活介護事業所等」・・・指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定宿泊型自立訓練事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所、指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所、障害児通所支援事業所をいう。

【設備基準】それぞれの事業所形態に応じて、人員・設備基準が定められています。

		併設型	空床型	単独型
設備基準	居室	併設事業所又は指定障がい者支援施設等の居室であって、その全部または一部が利用者に利用されていない居室を要すること		・ 1つの居室の定員は、4人以下とすること。 ・ 地階に設けてはならないこと。 ・ 利用者1人あたりの床面積： 収納設備等を除き8平方メートル以上。 ・ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。 ・ ブザー又は代替設備を設けること。
	設備	併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所事業の用に供することができる	指定障害者支援施設等として必要とされる設備を有することで足りる	【食堂】 ・ 食事の提供に支障がない広さを有すること ・ 必要な備品を備えること 【浴室】 ・ 利用者の特性に応じたものであること 【洗面所、便所】 ・ 居室のある階ごとに設けること ・ 利用者の特性に応じたものであること

※共同生活援助事業所、宿泊型自立訓練事業所の場合の人員基準（併設型、空床型共通）①又は②に掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれ①又は②に定める数

①指定短期入所と同時に指定共同生活介護等を提供する時間帯

指定共同生活介護事業所等の利用者の数及び併設事業所（または空床事業所）の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

②指定短期入所を提供する時間帯（①に掲げるものを除く）

当該日の指定短期入所の利用者の数が6名以下については1名以上、7名以上については1名に当該日の指定短期入所の利用者の数が6名を超えて6又はその端数を増す毎に1を加えて得た数以上

共生型短期入所

※下記の指定基準はあくまで概要です。掲載していない基準、特例的な取扱いが可能な場合等もありますので、詳細は、関係法令等によりご確認ください。

【人員基準・設備基準】

短期入所生活介護等との共生型 【介護保険法】	<人員基準> 指定短期入所生活介護事業等の利用者数と共生型短期入所の利用者数の合計数における指定短期入所生活介護事業所等として必要な数以上
	<設備基準> 指定短期入所生活介護事業所等の居室の面積が、指定短期入所生活介護事業等の利用者数と共生型短期入所の利用者数との合計数で除して10.65平方メートル以上
小規模多機能型居宅介護等との共生型 【介護保険法】	<人員基準> 指定小規模多機能型居宅介護事業等の宿泊サービス利用者数と共生型短期入所の利用者数の合計数における指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要な数以上
	<設備基準> 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室以外の宿泊室を設ける場合は、当該宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室数を減じた数で除して、おおむね7.43平方メートル以上

※指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

重度障害者等包括支援

※下記の指定基準はあくまで概要です。掲載していない基準、特例的な取扱いが可能な場合等もありますので、詳細は、関係法令等によりご確認ください。

【人員基準・設備基準等】

職種名	必要員数	配 置 要 件
管理者	1 人	常勤でかつ、原則として管理業務に従事するもの (管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)
サービス 提供責任者	1 人以上は 専任かつ 常勤	以下のいずれの要件にも該当する者を 1 人以上 ① 相談支援専門員 ② 重度障害者等包括支援利用対象者に対する入浴、排せつ、食事等の介護その他これに準ずる業務に 3 年以上従事した経験を有する者 ※居宅介護のサービス提供責任者の要件とは異なることに注意
従業者	指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者及び指定共同生活援助事業者を除く）又は指定障害者支援施設の基準を満たしていること	

【設備基準】

基 準	詳 細
事務室	事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室
受付等	利用申し込みの受付、相談等に対応するための適切なスペース
設備・備品等	必要な設備及び備品等を確保し、特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮する

施設入所支援

※下記の指定基準はあくまで概要です。掲載していない基準、特例的な取扱いが可能な場合等もありますので、詳細は、関係法令等によりご確認ください。

【人員基準・設備基準等】

職種名	必要員数	配 置 要 件
管理者	1 人	日中活動に係る事業のサービス管理責任者と兼務可
サービス管理責任者	1 人	日中活動に係る事業のサービス管理責任者が原則として兼ねる
生活支援員 (夜勤職員)	サービス提供時間を通して1人以上は常勤	○施設入所支援の単位ごとに、利用者の区分に応じて、下記に掲げる数とする。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援B型を受ける利用者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務1人以上とする。 ①利用者数が60人以下：1人以上 ②利用者数が61人以上：1人に利用者数が60人を超えて40又はその端数を増やすごとに1人を加えて得た数以上 ○施設入所支援における生活支援員については、日中実施サービスにおける従業者がローテーションにより、夜間の時間帯を通じて確保されていれば足りるものとする。
	昼間実施サービス	それぞれのサービスの基準による。複数の日中活動サービスを行う場合の人員配置は多機能型と同様の扱い。

【設備基準・定員基準】

基 準	詳 細
訓練・作業室	専ら当該施設等が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するもので、訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。(面積や室数に定めはない)
居室	○居室の定員：4人以下 ○地階に設けず、利用者1人当たりの床面積について収納設備等を除き、9.9平方メートル以上 ○寝台等、利用者の身の回り品を保管することができる設備及びブザー等の設備を備えること ○1つ以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下等に直接面して設けること
食堂	食事の提供に必要がない広さを有し、必要な備品を備えること
浴室	利用者の特性に応じたものとする
洗面所、便所	居室のある階ごとに設けて、利用者の特性に応じたもの
相談室	間仕切り等を設けること。日中活動の設備と兼用可。
多目的室	サービス提供の場、利用者の食事や談話の場等。併せて実施する日中活動の設備と兼用可。
廊下幅	片廊下1.5メートル以上（中廊下の幅は1.8メートル以上） 廊下の一部の幅の拡張により、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないようにする。
その他	原則として、建物は耐火又は準耐火建築物であること
最低定員	30 人

自立訓練（機能訓練）

※下記の指定基準はあくまで概要です。掲載していない基準、特例的な取扱いが可能な場合等もありますので、詳細は、関係法令等によりご確認ください。

【人員基準・設備基準等】

職種名	必要員数	配 置 要 件
管理者	1 人	原則として管理業務に従事するもの (管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)
サービス 管理責任者	1 人以上 は常勤	①利用者数が 60 人以下：1 人以上 ②利用者数が 61 人以上：1 人に利用者数が 60 人を超えて 40 又は その端数を増やすごとに 1 人を加えて得た数以上
理学療法士 作業療法士 又は 言語聴覚士	1 人以上	1 人以上 ※理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の確保が困難な場合には、 機能訓練指導員としてリハビリテーションに従事した経験を有する 看護師等を充てることが可能。 ※専ら視覚障がい有する者を対象として歩行訓練を行う場合には、 理学療法士に代えて歩行訓練士等とすることが可能
看護職員	1 人以上は 常勤	看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）：1 人以上は常勤
配置総数		看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤 換算で、利用者数を 6 で除した数以上
訪問による自立訓練		自立訓練を利用者の居宅を訪問して行う場合、上記従業者に加え、当 該業務を担当する生活支援員を 1 人以上配置する必要がある

※利用者数について、新規に指定を受ける場合は推定数とする。

【設備基準・最低定員】

基 準	詳 細
訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること
相談室	室内における談話の漏えいを防ぐために間仕切り等を設けること
洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること
多目的室	サービス提供の場、利用者の食事や談話の場等
最低定員	20 人（多機能型の最低定員は 6 人）

※相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することが可能。

共生型自立訓練（機能訓練）

※下記の指定基準はあくまで概要です。掲載していない基準、特例的な取扱いが可能な場合等もありますので、詳細は、関係法令等によりご確認ください。

【人員基準・設備基準等】

通所介護等 との共生型 【介護保険法】	<人員基準> 指定通所介護事業所等の利用者数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者数の合計数を利用者数とした場合に、指定通所介護事業所等として必要な数以上							
	<設備基準> 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護事業所等の利用者数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者数との合計数で除して3平方メートル以上							
小規模多機能型 居宅介護等との 共生型 【介護保険法】	<人員基準> 指定小規模多機能型居宅介護等の通いサービス利用者数と「共生型通いサービス」の利用者（障がい者・障がい児）の合計数で人員基準を満たしていること。							
	<設備基準> 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂が、機能を十分発揮しうる適当な広さを有すること。							
	<登録定員> 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員数と「共生型通いサービス」の登録定員数（障がい者・障がい児）の合計数が29人以下であること。（サテライト型の場合は18人以下）							
	<利用定員> 指定小規模多機能型居宅介護等の通いサービスの利用定員が、登録定員の1/2から15人までの範囲内であること。（サテライト型の場合は12人まで） <登録定員が25人を超える場合の利用定員の限度数> <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録定員</th><th>利用定員</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td><td>16人</td></tr> <tr> <td>28人</td><td>17人</td></tr> <tr> <td>29人</td><td>18人</td></tr> </tbody> </table>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人
登録定員	利用定員							
26人又は27人	16人							
28人	17人							
29人	18人							

※いずれの場合も指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

「指定通所介護事業所等」・・・指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所をいう。

「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」

・・・指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。

「共生型通いサービス」・・・共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練・生活訓練）、共生型児童発達支援、共生型放課後等デイサービスをいう。

自立訓練（生活訓練）

※下記の指定基準はあくまで概要です。掲載していない基準、特例的な取扱いが可能な場合等もありますので、詳細は、関係法令等によりご確認ください。

【人員基準】

職種名	必要員数	配置要件
管理者	1人	原則として管理業務に従事するもの (管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)
サービス 管理責任者	1人以上は常勤	①利用者数が60人以下：1人以上 ②利用者数が61人以上：1人に利用者数が60人を超えて40又はその端数を増やすごとに1人を加えて得た数以上
生活支援員	1人以上は常勤	○1人以上は常勤 ○配置総数：常勤換算方法により、以下の(1)～(2)の合計数以上 (1)宿泊型を除く利用者数を6で除した数 (2)宿泊型の利用者数を10で除した数
地域移行 支援員	1人以上	○指定宿泊型自立訓練を行う場合に1人以上
訪問による自立訓練		自立訓練を利用者の居宅を訪問して行う場合、上記従業者に加え、当該業務を担当する生活支援員を1人以上配置する必要がある。

※利用者数は、新規に指定を受ける場合は推定数とする。

※健康上の管理などの必要のある者がいる場合には、看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）を置くことができ、生活支援員及び看護職員の総数が生活支援員の配置総数の基準を満たしていれば足りるものとするが、この場合も当該事業所ごとに生活支援員と看護それぞれ1人以上とする。

【設備基準・最低定員】

基準	詳細
訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること
相談室	室内における談話の漏えいを防ぐために間仕切り等を設けること
洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること
多目的室	サービス提供の場、利用者の食事や談話の場等
その他	宿泊型を行う事業所は、上記の設備のほか、次の基準による居室及び浴室を設けること ○居室：原則個室とし、居室面積を7.43平方メートル（収納設備を除く）以上 ○浴室：利用者の特性に応じたものであること
最低定員	【通所による訓練のみを行う場合】 20人（多機能型の場合は6人） 【宿泊型自立訓練と通所による訓練を併せて行う場合】 宿泊型自立訓練：10人（多機能型の場合は10人） 通所による訓練：20人（多機能型の場合は6人）

※相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することが可能。

共生型自立訓練（生活訓練）

※下記の指定基準はあくまで概要です。掲載していない基準、特例的な取扱いが可能な場合等もありますので、詳細は、関係法令等によりご確認ください。

【人員基準・設備基準等】

通所介護等 との共生型 【介護保険法】	<人員基準> 指定通所介護事業所等の利用者数と共生型自立訓練（生活訓練）の利用者数の合計数を利用者数とした場合に、指定通所介護事業所等として必要な数以上							
	<設備基準> 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護事業所等の利用者数と共生型自立訓練（生活訓練）の利用者数との合計数で除して3平方メートル以上							
小規模多機能型 居宅介護等 との共生型 【介護保険法】	<人員基準> 指定小規模多機能型居宅介護等の通いサービス利用者数と「共生型通いサービス」の利用者（障がい者・障がい児）の合計数で人員基準を満たしていること							
	<設備基準> 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂が、機能を十分発揮しうる適当な広さを有すること							
	<登録定員> 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員数と「共生型通いサービス」の登録定員数（障がい者・障がい児）の合計数が29人以下であること。（サテライト型の場合は18人以下）							
	<利用定員> 指定小規模多機能型居宅介護等の通いサービスの利用定員が、登録定員の1/2から15人までの範囲内であること。（サテライト型の場合は12人まで） <登録定員が25人を超える場合の利用定員の限度数> <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録定員</th><th>利用定員</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td><td>16人</td></tr> <tr> <td>28人</td><td>17人</td></tr> <tr> <td>29人</td><td>18人</td></tr> </tbody> </table>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人
登録定員	利用定員							
26人又は27人	16人							
28人	17人							
29人	18人							

※いずれの場合も指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

「指定通所介護事業所等」・・・指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所をいう。

「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」

・・・指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。

「共生型通いサービス」・・・共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練・生活訓練）、共生型児童発達支援、共生型放課後等デイサービスをいう。

就労選択支援

※下記の指定基準はあくまで概要です。掲載していない基準、特例的な取扱いが可能な場合等もありますので、詳細は、関係法令等によりご確認ください。

【人員基準】

職種名	必要員数	配置要件
管理者	1人	原則として管理業務に従事するもの (管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)
就労選択支援員		○常勤換算方法で、利用者数を15で除した数以上 ○研修受講要件あり

※利用者数は、新規に指定を受ける場合は推定数とする。

※一体的に運営している指定就労移行支援事業所等の常勤の職業指導員等の直接処遇に係る職員は、サービス提供に支障がない場合は、就労選択支援員として従事することができ、兼務を行う勤務時間について、就労選択支援員に係る常勤換算上の勤務時間に算入可能。

【設備基準、最低定員等】

基準	詳細
訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること
相談室	室内における談話の漏えいを防ぐために間仕切り等を設けること
洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること
多目的室	サービス提供の場、利用者の食事や談話の場等
最低定員	10人
実施主体	事業者指定時において、原則、過去3年間以内に合計3人以上、通常の事業所に新たに障がい者を雇用させている就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であること

※相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することが可能

就労移行支援

※下記の指定基準はあくまで概要です。掲載していない基準、特例的な取扱いが可能な場合等もありますので、詳細は、関係法令等によりご確認ください。

【人員基準】

職種名	必要員数	配 置 要 件
管理者	1 人	原則として管理業務に従事するもの (管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)
サービス 管理責任者	1 人以上は 常勤	①利用者数が 60 人以下：1 人以上 ②利用者数が 61 人以上：1 人に利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増やすごとに 1 人を加えて得た数以上
職業指導員 及び 生活支援員	職業指導員： 1 人以上 生活支援員： 1 人以上	○職業指導員、生活支援員のいずれか 1 人以上は常勤 ○職業指導員及び生活支援員の配置総数 【指定就労移行支援事業所の場合】 常勤換算方法で、利用者数を 6 で除した数以上 【認定指定就労移行支援事業所の場合】 常勤換算方法で、利用者数を 10 で除した数以上
就労支援員		○常勤換算方法で、利用者数を 15 で除した数以上 ※認定指定就労移行支援事業所の場合は配置不要

※利用者数について、新規に指定を受ける場合は推定数とする。

※認定指定就労移行支援事業所：あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則による
あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所

【設備基準、最低定員】

基 準	詳 細
訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること
相談室	室内における談話の漏えいを防ぐために間仕切り等を設けること
洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること
多目的室	サービス提供の場、利用者の食事や談話の場等
その他	認定指定就労移行支援事業所の設備基準： 上記の設備の有無にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校養成施設として必要とされる設備を有すれば足りる (あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の規定による)
最低定員	10 人（多機能型の最低定員は 6 人）

※相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することが可能

就労継続支援 A 型

※下記の指定基準はあくまで概要です。掲載していない基準、特例的な取扱いが可能な場合等もありますので、詳細は、関係法令等によりご確認ください。

【人員基準】

職種名	必要員数	配 置 要 件
管理者	1 人	原則として管理業務に従事するもの (管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)
サービス 管理責任者	1 人以上は 常勤	①利用者数が 60 人以下：1 人以上 ②利用者数が 61 人以上：1 人に利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増やすごとに 1 人を加えて得た数以上
職業指導員 及び 生活支援員	職業指導員： 1 人以上 生活支援員： 1 人以上	○職業指導員、生活支援員のいずれか 1 人以上は常勤 ○職業指導員及び生活支援員の配置総数： 常勤換算方法で、利用者数を 10 で除した数以上

※利用者数について、新規に指定を受ける場合は推定数とする。

【設備基準・最低定員】

基 準	詳 細
訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること ※就労継続支援 A 型の提供にあたって、支障がない場合は、設けないことができる
相談室	室内における談話の漏えいを防ぐために間仕切り等を設けること
洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること
多目的室	サービス提供の場、利用者の食事や談話の場等
最低定員	10 人以上（多機能型も同様） 雇用契約締結利用者 10 人以上 雇用契約未締結利用者は、利用定員の 1/2 以内かつ 9 人以内
実施主体	社会福祉法人 それ以外の場合は専ら社会福祉事業を行う者

※相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することが可能。

就労継続支援B型

※下記の指定基準はあくまで概要です。掲載していない基準、特例的な取扱いが可能な場合等もありますので、詳細は、関係法令等によりご確認ください。

【人員基準】

職種名	必要員数	配 置 要 件
管理者	1 人	原則として管理業務に従事するもの (管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)
サービス 管理責任者	1 人以上は 常勤	①利用者数が 60 人以下：1 人以上 ②利用者数が 61 人以上：1 人に利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増やすごとに 1 人を加えて得た数以上
職業指導員 及び 生活支援員	職業指導員： 1 人以上 生活支援員： 1 人以上	○職業指導員、生活支援員のいずれか 1 人以上は常勤 ○職業指導員及び生活支援員の配置総数： 常勤換算方法で、利用者数を 10 で除した数以上

※利用者数について、新規に指定を受ける場合は推定数とする。

【設備基準、最低定員】

基 準	詳 細
訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること。
相談室	室内における談話の漏えいを防ぐために間仕切り等を設けること。
洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること
多目的室	サービス提供の場、利用者の食事や談話の場等
最低定員	20 人以上（多機能型の最低定員は 10 人以上）

※相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することが可能。

就労定着支援

※下記の指定基準はあくまで概要です。掲載していない基準、特例的な取扱いが可能な場合等もありますので、詳細は、関係法令等によりご確認ください。

【人員基準】

職種名	必要員数	配 置 要 件
管理者	1 人	原則として管理業務に従事するもの (管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)
サービス 管理責任者	1 人以上は 常勤	原則専従・支障がない場合は一体的に運営している他の障害福祉サービスのサービス管理責任者と兼務可 ①利用者数が 60 人以下：1 人以上 ②利用者数が 61 人以上：1 人に利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上
就労定着 支援員		常勤換算方法で、利用者数を 40 で除した数以上

※一体的に運営している指定就労定着支援事業及び他の障害福祉サービスの利用者の合計数を利用者数とする。

※利用者数について、新規に指定を受ける場合は推定数とする。

【設備基準】

基 準	詳 細
設備基準	支援の提供に必要な広さの区画、必要な設備及び備品等
実施主体	就労定着支援サービスの事業者指定時において、原則、過去 3 年間で平均 1 人以上、通常の事業所に新たに障がい者を雇用させている指定障害福祉サービス事業者（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）であること

自立生活援助

※下記の指定基準はあくまで概要です。掲載していない基準、特例的な取扱いが可能な場合等もありますので、詳細は、関係法令等によりご確認ください。

【人員基準】

職種名	必要員数	配置要件
管理者	1人	原則として管理業務に従事するもの (管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)
サービス 管理責任者	1人以上	原則専従（サービス提供に支障がない場合は一定の要件下で他の職務の兼務可） ①利用者数が30人以下：1人以上 ②利用者数が31人以上：1人に利用者数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
地域生活 支援員	1人以上	原則専従（サービス提供に支障がない場合は一定の要件下で他の職務の兼務可）利用者数が25人又はその端数を増すごとに1人を標準とする

※利用者数について、新規に指定を受ける場合は推定数とする。

【設備基準】

基準	詳細
設備基準	支援の提供に必要な広さの区画、必要な設備及び備品等
実施主体	指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練、共同生活援助）、指定障害者支援施設、又は指定相談支援事業者であること

共同生活援助（グループホーム）

※下記の指定基準はあくまで概要です。掲載していない基準、特例的な取扱いが可能な場合等もありますので、詳細は、関係法令等によりご確認ください。

【事業所の形態】共同生活援助の事業所は以下の形態があります。

形 態	概 要
介護サービス包括型	事業者自らが介護サービスの提供を行う事業所
日中サービス支援型	常時介護を要する利用者に対して常時の支援体制を確保している事業所
外部サービス利用型	介護サービスの提供を必要に応じて外部の居宅介護事業所に委託している事業所

※サテライト型住居の定員は、本体住居の入居定員には含めません（事業所全体の利用定員には含む）。

【人員・設備基準】

		介護サービス包括型	外部サービス利用型
人員基準	従業者	以下①②それぞれにおいて人員を配置する。 ① 世話人：常勤換算方法で、利用者数を6で除した数以上【資格要件なし】 ② 生活支援員：常勤換算方法で、以下の(1)～(4)の数（小数点第2位まで算出）を合算した数以上（小数点第2位を切り上げ）（非常勤可・兼務可）【資格要件なし】 (1)障害支援区分が3の利用者数を9で除した数 (2)障害支援区分が4の利用者数を6で除した数 (3)障害支援区分が5の利用者数を4で除した数 (4)障害支援区分が6の利用者数を2.5で除した数	以下において人員を配置する。 ① 世話人：常勤換算方法で、利用者数を6（平成26年4月1日において現にあるグループホームについては当分の間、10とする）で除した数以上【資格要件なし】 ② 生活支援員：配置不要 ・介護サービスの手配（アレンジメント）が必要 ・外部の居宅介護事業所等に介護支援を委託 ※介護サービス提供に際して事前に指定居宅介護サービス事業者と業務委託する契約の締結が必要。また、運営規程に、受託居宅介護サービス事業者の名称及び所在地の明記が必要。
	従業者以外の介護	他の事業者に委託することも可（管理、指揮命令を確実にできること）	受託居宅介護事業者に委託

		日中サービス支援型
人員基準	従業者 ※常時1人以上を介護、家事等に從事させなければならない。	以下①②③それぞれにおいて人員を配置する。 （下記のサービス管理責任者を含め、いずれか1人は常勤） ① 世話人：夜間及び深夜の時間帯以外【資格要件なし】 常勤換算方法で、利用者数を5で除した数以上（支障がない場合は兼務可） ② 生活支援員：夜間及び深夜の時間帯以外【資格要件なし】 常勤換算方法で、以下の(1)～(4)の数（小数点第2位まで算出）を合算した数以上（小数点第2位を切り上げ）（非常勤可・支障がない場合は兼務可） (1)障害支援区分が3の利用者数を9で除した数 (2)障害支援区分が4の利用者数を6で除した数 (3)障害支援区分が5の利用者数を4で除した数 (4)障害支援区分が6の利用者数を2.5で除した数 ③ 夜間支援従事者：夜間及び深夜の時間帯を通じて住居ごとに1人以上（非常勤可・支障がない場合は兼務可・宿直不可）【資格要件なし】
	従業者以外の介護	他の事業者に委託することも可（管理、指揮命令を確実にできること）
運営基準		① 指定短期入所（併設型または単独型）を併設又は同一敷地内で行うこと。 ② 協議会等への報告：事業の実施状況等を定期的に報告し、評価、要望等を受けること。（モニタリング実施標準期間も3月間とする。） ③ 適正な支援を確保する観点から、指定計画相談支援事業者で別であることが望ましい。

【人員基準、設備基準、最低定員（各形態共通）】

		共同生活援助（各形態共通）
	サービス 管理責任者 ※非常勤可	兼務可（定員 20 人以上の場合はできる限り専従の者を確保するよう努める） ①利用者数が 30 人以下：1 人以上 ②利用者数が 31 人以上：1 人に利用者数が 30 人を超えて 30 又はその端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上
	管理者	1 人：常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの （管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）
	立地場所	入所施設や病院の敷地内ではなく、住宅地又は住宅地と同程度に地域住民と交流できる場所であること。
	居室	1 人一室の居室を確保し、居室面積は収納スペースを除き 7.43 平方メートル以上
	その他	・ 10 名を上限とする生活単位ごとに台所、トイレ、洗面設備、浴室など日常生活を送る上で必要な設備を配置する。 ・ 相互交流スペース（食堂・ダイニング等で可）を確保すること。 ・ 共同生活住居の配置、構造及び設備は、例えば車いすの利用者がいる場合は必要な廊下幅の確保や段差の解消を行うなど、利用者の障がい特性に応じて工夫されたものであること。
最低定員		・ 指定事業所の場合：4 人以上（サテライト型住居の利用者を含む） ・ 共同生活住居の場合：2 人以上 10 人以下（サテライト型住居の利用者を含まない） （既存の建物を活用する場合は 2 人以上 20 人以下） ・ ユニットの定員：2 人以上 10 人以下 ・ ユニットの居室の定員：1 人

※管理者は指定共同生活援助を適切に行うために必要な知識及び経験を有する者

※利用者数について、新規に指定を受ける場合は推定数（定員の 90%）とする。

【共同生活住居について】

複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等を有する 1 つの建物をいいます。ただし、複数の利用者が共同生活を営むことが可能な広さを有するマンション等の住戸（ワンルームタイプなどの住戸を複数利用する場合を含む）については、当該マンション等の建物全体ではなく、当該住戸（住戸群）を共同生活住居として捉えます。

【サテライト型住居について】（日中サービス支援型共同生活援助を除く。）

グループホームの新しい支援形態として、本体住居の密接な連携（入居者間の交流が可能）を前提として、ユニットなど一定の設備基準を緩和した 1 人暮らしに近い形態のサテライト型住居の仕組みがあります。

	本体住居	サテライト型住居
共同生活住居の入居定員	原則 2 人以上 10 人以下	1 人
ユニット（居室を除く）の設備	居間、食堂等の利用者が相互に交流を図ることができる設備	本体住居の設備を利用
ユニットの入居定員	2 人以上 10 人以下	—
設備	・ 日常生活を営む上で必要な設備 ・ サテライト型住居の利用者から適切に連絡を受けることができる通信機器	
居室の面積	収納設備を除き 7.43 平方メートル	
距離条件	本体住居から概ね 20 分以内 （通常の交通機関を利用して概ね 20 分以内で移動することが可能な距離）	

※サテライト型住居の入居定員は本体入居の入居定員には含まない。（事業所の利用定員には含む）

地域移行支援

※下記の指定基準はあくまで概要です。掲載していない基準、特例的な取扱いが可能な場合等もありますので、詳細は、関係法令等によりご確認ください。

【人員基準】

人 員 基 準	従業者	○地域移行支援従事者（専従） ※業務に支障がない場合は他の職務の兼務可能 ※地域移行支援従事者のうち1人は相談支援専門員でなければならない ○相談支援専門員：1人以上
	管理者	1人 原則として管理業務に従事するもの。 （管理業務に支障がない場合は他の職務を兼務することも可能）

地域定着支援

※下記の指定基準はあくまで概要です。掲載していない基準、特例的な取扱いが可能な場合等もありますので、詳細は、関係法令等によりご確認ください。

【人員基準】

人 員 基 準	従業者	○地域定着支援従事者（専従） ※業務に支障がない場合は他の職務の兼務可能 ※地域定着支援従事者のうち1人は相談支援専門員でなければならない ○相談支援専門員：1人以上
	管理者	1人 原則として管理業務に従事するもの （管理業務に支障がない場合は他の職務を兼務することも可能）

(参考資料) 事業実施計画書（様式例）

事業実施計画書

年 月 日

申請者（法人名）：

担 当 者 名：

事 業 所 名：

実 施 予 定 事 業：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

メー ル ア ド レ ス：

1 動機・設立の目的・療育内容

事業開設の 動機	
障がい福祉サ ービスについて 貴法人の考え ※就労選択 支援について は、地域との 連携の取り組 みについて記 載すること。	
特色 （具体的なサ ービス内容、ね らい等）	
従業者の能 力向上に向け た取り組み	

2 運営主体（申請者）

法人名称	
法人所在地	
電話番号	
定款 ※手続き中の場 合、認可予定日を 記載	申請に係る事業を実施する旨の記載（ 有 ・ 手続中 ・ 無 ） ※手続中の場合 認可予定日： 年 月 日

3 指定を受けようとする事業所等の概要

区分	新規指定 ・ 事業の追加	
事業所名称		
事業所所在地		
サービスの種 類及び利用 定員 ※新規指定以外 の場合、現行の状 況についても記載 すること。	【新規】 (サービス種類) (定員)	【現行】 (サービス種類) (定員)
開始予定 年月日	年 月 日	

4 提供するサービスの内容

(1) 事業所の営業時間

：	～	：
---	---	---

(2) 利用者へのサービス提供時間

：	～	：
---	---	---

(3) 利用者の標準的な1日の流れと具体的な支援の内容

時 間	スケジュール	支援・作業の内容等

(4) 通常の事業の実施地域

--

5 事業の必要性

※地域の事業ニーズ、近隣の他のサービス事業所の状況等を記載すること。

--

6 市町村との協議状況

説明年月日		
説 明 者	所 属	
	職・氏名	
説明の相手方	市町村名	
	担当課名	
	職・氏名	
【市町村の意見、指導・助言等】 (※生活介護、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型サービスについては、必ず「障がい福祉計画に定める整備予定（指定枠）」の残数を確認すること。)		

7 職員体制

職 種	氏 名	資格、実務経験について
管理者		★資格 ★実務経験について
サービス管理（提供）責任者 ※就労選択支援については記入不要。		★資格 ★実務経験について

その他従業員（職種についても記載すること）		
-----------------------	--	--

8 事業所の状況

- (1) 土地 自己所有（ 購入済 ・ 今後購入 ）／賃貸（賃借料 円）
- (2) 建物 自己所有（ 購入済 ・ 今後購入 ）／賃貸（賃借料 円）
- 既存建物（改築 要 ・ 不要 ）／新築（ 年 月整備完了予定）

9 生産活動に係る事業収支見込（就労継続支援 A 型、B 型のみ）

※就労継続支援 A 型については、生産活動に係る事業の収入（就労支援事業収益）から生産活動に係る事業に必要な経費（就労支援事業活動経費）を控除した額により利用者に対する最低賃金を支払うことができる事業計画となっているか。

※就労継続支援 B 型については、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した金額を工賃として利用者に支払うにあたり、利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額は 3 千円を下回らない事業計画となっているか。

○生産活動収入が見込まれる事業の内容、規模、継続性、収益性 等
（※特に就労継続支援 A 型については、利用定員数の利用者のサービス提供に十分な規模の生産活動が見込まれているか）

※就労継続 A 型事業所については、業務請負（予定）先一覧、収支見込計算書も併せて提出してください。